

所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン（仮称）骨子案 たたき

はじめに

1 ガイドライン作成の趣旨・目的

- (1) 所有者不明森林の現状
- (2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状
- (3) ガイドラインの目的（バランスのよい判断の視点を提供）

2 森林の有する多面的機能と森林整備の必要性

- (1) 森林の有する多面的機能（機能の説明、世論調査）
- (2) 森林整備の必要性（森林管理水準に関する知見を参考資料として添付）

3 どのような目的・考えで特例措置を活用するか（活用すべきか）

4 どのような状態の森林を特例措置の対象とするか（対象とすべきか）

- (1) 森林の把握方法
- (2) 森林整備が必要な森林の判断の目安

5 所有者の判明状況に応じた対応方法

- (1) 所有者探索の基本的な流れ
- (2) 確知した持分の状況別の整理
- (3) 不同意者がいた場合の対応

6 どのような内容の整備を行うか（行うべきか）

所有者不明森林・確知所有者不同意森林

7 知事の裁定における留意点

8 その他法制度の活用（民法、森林法）

- ・民法改正、共有者不確知森林制度、共有物の管理・変更（処分）の考え

9 ケーススタディ

- ・若桜町、綾部市、糸魚川市、郡上市、大館市、恵那市等を参考に整理

（※各パートにおいて、適宜Q & Aを挿入）